

地元企業プロモーションチャレンジ業務委託仕様書

1 業務委託名

地元企業プロモーションチャレンジ業務委託

2 業務の目的

本事業は、市内企業の魅力を高校生自らが取材、編集し、PR動画として発信することで、地元企業への理解促進及び認知度向上を図り、また、地域の若年層と地元企業の接点づくりを通じて、若年層の地元就職及び定着を中長期的に促すことを目的とする。

3 業務委託期間

契約日から令和8年12月25日（金）まで

4 上限金額

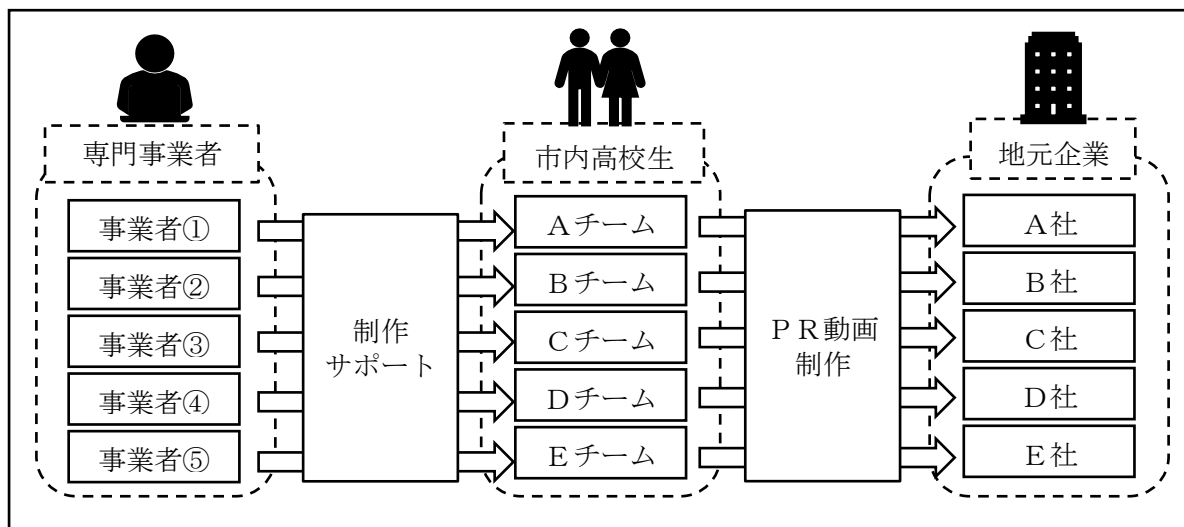
440,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業概要

(1) 概要

- 市内の高等学校に通う高校生を対象に、複数名で構成するチームを5チーム募集
- 各チームが地元企業を取材し、PR動画を制作
- 動画制作支援のため、専門事業者5人に業務委託を行い、各自1チームを支援
- PR動画の完成後、成果発表会を開催

【事業概要イメージ】



(2) 事業スケジュール

業務の詳細な実施時期については提案をもとに委託者と受託者が協議の上決定する。

時期	内 容	
6月	企業リサーチミーティング (高校生のみ)	・ 事業について概要説明 ・ 市内企業を調査し、取材する企業を選定
	キックオフミーティング (全体)	・ 高校生、企業、専門事業者の顔合わせ ・ 今後の活動等について協議
7月～ 11月	取材、撮影、制作 (各チーム)	・ 各チームによる取材、撮影、編集、SNS発信
12月	PR動画の成果発表会 (全体)	・ 成果発表会開催、PR動画発表、講評

6 業務内容

(1) 市主催プログラムへの参加・協力

受託者は、市が開催するキックオフミーティング、成果発表会に必ず参加し、動画制作の円滑な進行及び学習効果の向上に資する支援を行うこと。

(2) 基礎知識の指導

- ① 受託者は、高校生が主体的に活動に取り組めるよう、企画・構成・取材・撮影・編集等の基礎に関する指導機会を適宜設けること(オンライン可)。
- ② 指導に係る費用は委託費に含むものとする。

(3) 動画制作に係る支援

- ① 支援の基本方針
高校生の主体性を尊重し、企画・取材・撮影・編集等の各段階で伴走支援を行うこと。ただし、進捗が滞る場合は受託者が主導して計画・実務支援を行うこと。
- ② 同行・計画立案
取材・撮影には原則全行程に同行し、制作計画は高校生と協働で立案すること。
- ③ 編集指導
編集過程で5回以上の指導・助言機会を設けること(オンライン可)。
- ④ 進捗管理
原則、月2回の進捗確認を行い、課題・次アクションを確認すること。
- ⑤ 機材活用
受託者は、高校生が使用する編集用PCを必ず準備し、制作・編集・データ管理に支障がないよう運用すること。撮影は高校生のスマートフォン等を基本としつつ、必要に応じて受託者機材の使用を妨げない。

※範囲内業務の例

企画・構成への助言、企業調整の補助、取材質問票の添削、撮影計画の策定、撮影現場の技術指導・安全管理、編集手順・操作の指導、テロップ・BGMの選定助言、SNS仕様助言、権利関係の事前確認 等

※範囲外（原則として代行しない）業務の例

高校生に代わる全面的な編集作業の請負、ナレーション・出演の実演提供、有償素材の購入立替、長期の追加撮影・再編集等。やむを得ず代行が必要な場合は、委託者の承認のもと最小限とし、次回以降の自走につながる形で指導を伴うこと。

(4) 成果要件

- ① 成果本数
本編3分程度×1本及びSNS用30秒程度×1本の計2本を最低限の成果とする。
- ② 品質・要件
事業の目的を十分に踏まえ、単なる企業紹介に終始せず、人材確保又は事業拡大に資する訴求力の高い映像となるよう、企画・編集面での工夫及び支援を行うこと。
- ③ 期日
全ての動画は令和8年11月末までに完成させること。
- ④ 提出形式・保存
インターネット配信に適したデータ形式（MP4）で納品すること。編集可能データは受託者において1年間保存すること。
- ⑤ 動画仕様最適化
動画のアスペクト比や解像度は、配信先の要件に応じて最適化すること。

(5) 制作プロセス

- ① 企業意見の反映
企業との取材に伴う確認事項を徹底し、企業の意見を適切に反映すること。
- ② 構成決定の手続
高校生の提案内容を基に、高校生・企業・受託者で協議し、委託者の同意を得て動画の構成・内容を決定すること。
- ③ 確認・修正機会
完成までに企業による複数回の内容確認・修正指示の機会を設けること。

(6) 権利処理・費用負担

- ① 本業務に使用する制作物等の制作費、肖像権及び著作権に関する一切の必要手続（撮影・編集、納品後の加工・放映（YouTube等へのアップロード、テレビ局等への提供・貸出を含む）で新たな費用が発生しないための事前処理を含む。）、出演・協力者調整、各種許可申請、使用料、交通費等、本事業遂行に係る費用はすべて委託費に含むものとする。
- ② 鹿屋市職員等の旅費支給規則に基づき、高校生の交通費として3,700円を委託費に含むものとする。
- ③ 成果物の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は本市に帰属し、本市は原則無期限で利用できるものとする。受託者は著作者人格権を行使しないこと。
- ④ 音楽その他素材は原則オリジナル又はフリー素材を用い、必要な許諾は受託者が取得すること。

(7) 安全管理・法令遵守

- ① 参加者に係る事故等の補償は、市が加入する「市民活動総合保障制度」で対応する。
- ② 取材・撮影・編集等に当たり、個人情報保護・肖像権・著作権・商標権・施設利用許可・道路使用等の関係法令及びルールを遵守し、危険行為・迷惑行為に該当する撮影を行わないこと。

(8) 機材の補償

- ① 受託者はPC、カメラ、ドローン等自己の機材を適切に保管・管理し、万一の事故に備えて必要な保険に加入しておくこと。
- ② 高校生が受託者機材を使用する場合は、使用ルール及び賠償範囲を事前に説明し、同意を得た上で使用させること。
- ③ 取材・撮影に伴う第三者への損害発生時は、受託者が一次対応し、速やかに委託者へ報告のうえ、関係法令及び保険約款に基づき処理すること。

7 個人情報の取扱い

本業務の受託者は、事業遂行上取り扱う個人情報について、委託者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

8 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議すること。ただし、社会通年上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。